

## 〈更新申請手続きの留意点〉

日本歯科理工学会  
称号認定審査委員会

\* 称号認定資格の更新に必要な条件は以下の通りです。

1. 更新時からさかのぼって5年間本会会員であること。
2. 学術講演会および学会の認めるセミナー等に5回以上参加していること

\* 更新の対象となる学術講演会およびセミナー等

- ① 日本歯科理工学会学術講演会
- ② 日本歯科理工学会地方会セミナー
- ③ **Dental Materials Adviser / Senior Adviser** 特別セミナー
- ④ 関連学会（日本歯科保存学会、日本補綴歯科学会、日本接着歯学会等）の学術大会やセミナー

\* 過去5年間に出席した学術講演会・セミナー名を、更新書類に自己申告で記載する。  
（学会参加証、当日会費領収証等の添付は必要としません）。

\* 更新に必要な5回の出席のうち、上記①から③のいずれかへの参加1回以上を含むことを条件とする。

\* 申請書類への記載方法は以下の通りです。

学会ホームページより書類をダウンロードしてください。

<http://www.jsdmd.jp/certification/index.html>

⇒



### 1. 称号認定資格更新申請書類

称号認定資格更新申請書類は、**Dental Materials Adviser**、**Dental Materials Senior Adviser** ともに同じ書式（様式1、2、3）となっております。

### 2. 様式1への記入について

- 1) 申請者氏名欄には氏名、ふりがなを自署して下さい。
- 2) **Dental Materials Adviser**、**Dental Materials Senior Adviser** それぞれの更新該当欄に○印をお付け下さい。

\* 更新時に専門分野の変更・追加を希望される場合には、別紙「専門分野選択基準」を参照のうえ、希望される専門分野該当欄に○印をお付け下さい。

## 3. 様式2への記入について

- 1) Adviser, Senior Adviser の登録番号と取得年月日を記入し、履歴書欄に氏名（自署）、ふりがな、現在の所属機関情報をご記入下さい。

## 4. 様式3への記入について

- 1) 書類の最上欄に氏名（自署）をご記入下さい。
- 2) 称号認定資格取得後または前回更新後の学術講演会・セミナー参加歴を記載して下さい。  
**参加を証明する書類（参加章、領収証等）の提出は不要です（自己申告で記載）。**

\*更新に必要な5回の出席のうち、様式3の①～③のいずれかへの参加1回以上を含むことを条件とします。

## 5. 更新申請料について

- 1) 更新申請料は、Dental Materials Adviser, Dental Materials Senior Adviser とともに 10,000 円となります。登録料は不要です。
- 2) Dental Materials Senior Adviser の異なる分野における重複更新は、1件につき 3,000 円となります。

例) Dental Materials Adviser をお持ちの方は 10,000 円です。

Dental Materials Senior Adviser（審美歯科器材）をお持ちの方は 10,000 円です。

Dental Materials Senior Adviser（審美歯科器材，診療用器材）をお持ちの方は 10,000 円+3,000 円で 13,000 円です。

Dental Materials Adviser と Dental Materials Senior Adviser（審美歯科器材）をお持ちの方は 10,000 円+10,000 円で 20,000 円です。

Dental Materials Adviser と Dental Materials Senior Adviser（審美歯科器材，診療用器材）をお持ちの方は 10,000 円+10,000 円+3,000 円で 23,000 円です。

\*学会ホームページよりオンラインで更新申請が可能です。

<http://www.jsdmd.jp/certification/index.html>

### 申請手続き（書類提出と申請料支払い）／オンライン申請

「申請フォーム」より申込み後、「書類提出フォーム」より書類をアップロードしてください。



↑ 入金はこちら



↑ 申請書 (PDF) 提出はこちら